

大阪市告示第1736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
平野区第1549号線	平野区喜連西3丁目2008番地から 同 区同 2008番地まで	告 示 の 日
平野区第1564号線	平野区喜連西3丁目2008番地から 同 区同 1506番地先まで	告 示 の 日
平野区第1566号線	平野区喜連西3丁目1506番地先から 同 区同 2006番の2地まで	告 示 の 日

平野区第1569号線	平野区喜連西3丁目2008番地から 同 区同 2008番地まで	告 示 の 日
平 野 区 第2024-01号線	平野区喜連西3丁目 2006番の2地から 同 区同 2005番の2地まで	告 示 の 日
平 野 区 第2024-02号線	平野区喜連西2丁目 1407番の8地から 同 区同 3丁目 1394番の8地まで	告 示 の 日
平 野 区 第2024-03号線	平野区喜連西3丁目 2005番の2地から 同 区同 2012番地まで	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)